

第6章 4つの改革と道の取組

国の「建設産業政策2007」で述べているように、過剰供給構造にある建設業は、「更なる再編・淘汰は不可避な状況」にある。

また、建設投資が減少する時代においては、横並びの成長、そして、それぞれの企業が従来と同様の形で存続し続けることは、困難になってきている。

このため、建設産業における各企業が、国民の信頼を回復するためにも法令遵守の徹底による「意識の改革」、技術力・施工力・経営力の向上のための「経営の改革」を実施し、建設業全体の構造転換を進めていくことが求められている。

また、新規入職者が減少する中、就業者の高齢化の急速な進展は、技術・技能の承継という、建設業の基盤を揺るがすものであり、将来の建設業を担う優秀な技術者・技能者の確保・育成を図るという「人づくり」の推進が求められている。

さらに、建設生産システムにおいては、受発注者間、元請下請間の片務性を是正し、両者が対等な関係を築くなどの、施工体制に係る近代化が求められている。

これらのことから、本道の建設業が、今後とも「技術と経営に優れた企業」として成長していくための方策を、行政と建設業界が連携して、次の4つの改革を柱として取り組むこととする。

- ◆ 意識の改革
- ◆ 経営の改革
- ◆ 人づくりの改革
- ◆ 施工体制の近代化

この改革を実現するためには、まず企業の主体的な取組が重要であり、道としては、今後5年間において、重点的かつ集中的に、経営の改革等に取り組む意欲ある企業に対する支援策や公正な市場環境づくりに取り組み、道や企業などがそれぞれの立場において、着実にこれらの取組を実施していくことによって「**活力ある建設業の再生**」をめざしていくものである。

1 意識の改革

全国で相次ぐ談合事案の摘発や構造計算書偽装問題の発生等により、建設業に携わる企業、建設業団体及び行政に対する国民・道民の信頼は大きく損なわれており、また、行き過ぎた低価格での受注により、建設生産物の品質確保や安全性に対する国民・道民の信頼が大きく揺らいでいる。

このような状況を踏まえ、道民の信頼を回復するためには、各企業においては、株主からの利益の確保に対する要求だけではなく、社会全体からの様々な要請にも応えていくことが求められている。違法行為等の不祥事がひとたび起これば、企業に大きなダメージを与えるようになってきており、法令遵守はもちろんのこと、株主、道民、地域住民、従業員等への説明責任など、企業はその社会的責任を果たすことが求められてきており、何よりもまず、各企業の経営者が談合をはじめとする違法行為と決別し、法令遵守のリーダーシップを取って取り組んでいく必要がある。

道としては、これら「意識の改革」を進めるため、法令遵守の指導に努め、また、法令違反行為に対しては厳格に対応していく。

道の取組

○ 法令遵守のために

建設業法や労働安全衛生法などの関係法令の具体的なマニュアル等を活用するなど、関係法制度に関する情報提供を強化するとともに、建設工事下請状況等調査や安全パトロールなどの現地調査を通して、法令の遵守について指導を行う。

また、不正や違法行為を行った建設業者に対しては、建設業法に基づく監督処分や指名停止の措置等を行い、厳正に対処するとともに、建設工事の請負契約上のトラブルに関する通報窓口である建設ホットライン[※]の体制を強化するなど、不良・不適格業者の排除に努める。

2 経営の改革

建設投資の減少で過剰供給構造にある建設業においては、更なる再編・淘汰は避けられない状況にある。

こうした厳しい環境の中で、企業の将来に向けた方向として次の4つの選択肢がある。

- ① 経営の合理化・経営基盤の強化による建設業本業での生き残り
- ② 企業間の連携・合併等による建設業本業での生き残り
- ③ 新分野進出による経営の多角化
- ④ 建設業からの撤退

このように各企業においては、自社の持つ企業規模、体力、技術力、営業エリアなどの様々な経営資源を適切に把握し、その経営資源に応じた進むべき方向を真剣に考え、実行に移して行くことが重要となる。

建設業本業で生き残るためには、企業が何をして生き残り、成長していくかという的確な経営戦略を設定する必要があり、厳しい競争下における経営戦略は、得意な分野、強みのある分野に対して、人材、資金等の経営資源を集中的に投下していく「選択と集中」が重要である。

また、企業は社会的責任、経営戦略からも、環境マネジメントをはじめとする環境問題への取組や災害支援活動など様々な社会問題に対して、地域社会の一員として、社会貢献活動に取り組むことも求められている。

道としては、「経営の改革」を進めるため、経営力・技術力の向上を図るための支援策を行うとともに、透明で公正な競争を通じて、「技術と経営に優れた企業」が成長できる公正な市場環境づくりに努める。

さらに建設投資を巡る環境の変化に対応し、企業が経営の安定と雇用の維持・創出を図る新分野進出の取組を引き続き支援する。

道の取組

I 建設業本業の強化

○ 経営力の向上のために

経営の改革に取り組む企業に対して、経営戦略の策定や経営課題への対応等について、中小企業診断士などによる指導・助言を行うとともに情報提供を行う。

また、中小企業の競争力の強化、経営革新の取組などを促進するため、融資や補助などの支援を行う。

さらに、合併や事業譲渡をはじめとする経営体質強化など、自社の持つ経営資源に応じた進むべき方向を示すゼミナールを開催し、従来の枠にとらわれない新たな発想で企業経営の改革が促進されるよう支援を行うとともに、経営戦略に関する調査研究を業界団体などと協働して行う。

○ 建設業経営効率化の促進のために

建設投資が激減する中、これまでの完成工事高重視から利益率重視に経営転換を促すためには、発注者として適期の発注及び施工に努める必要がある。

また、道発注工事において平成17年から実施している「建設業経営効率化」の取組については、発注者、受注者、設計者の三者により、施工条件の確認等を行う「三者検討会」などの取組を一層進めるとともに、発注機関である土木現業所と地元建設業協会などが意見交換を行う場として設置されている「地方建設業経営効率化協議会」を活用し、地元建設業のニーズを把握するなど、引き続き建設業の経営体質強化に向けた取組の充実や改善を図る。

○ 技術力の向上のために

技術の急速な進歩や需要者であるエンドユーザー[※]のニーズの多様化に対応するためには、技術力の向上が求められていることから、専門技術者を対象とした技術講習の開催など、技術力の向上に積極的に取り組む企業に対する支援を行う。

○ 道内中小企業者の受注機会確保のために

「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に基づき、一般競争入札[※]における地域要件の設定や下請けにおける道内企業の活用など、道内中小建設業者の受注機会の確保・拡大に努める。

また、国などの発注機関に対して、道内中小企業者の受注機会確保について、引き続き要請を行っていく。

○ 民間需要の開拓・拡大のために

国の構造改革や道をはじめとした地方公共団体の財政状況の悪化から、今後とも公共投資は減少していくことが見込まれるため、公共事業のみへの依存から脱却し、様々な分野における民間需要の開拓や拡大を求める必要がある。

このため、道内建築部資材の特性を生かした販路の拡大、民間住宅を借り上げる公営住宅整備の推進や、既存住宅の耐震改修など住宅の性能・住環境を向上させるための住宅リフォームを促進するなど、需要の拡大などを図る。

○ 企業連携の促進のために

過剰供給構造にある建設業においては、更なる再編・淘汰は避けられない状況にあり、企業連携・協業化等により、資金負担や危険負担の軽減、技術力の強化・相互移転などを図り、経営力・技術力を強化する必要がある。

中小・中堅業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力や施工力を強化することを目的とする経常建設共同企業体の活用を今後も図るとともに、中小企業等が合併や事業譲渡などの企業間連携によって取り組む新事業展開や事業の共同化の取組に対し融資や補助により支援する。

また、建設業の体質強化に向けた合併等を支援する観点から、真に経営力・技術力の強化に資するための合併等に対し、入札参加資格審査において、評定数値の調整などの優遇措置を行う。

○ 公正な市場環境づくりのために

昨年8月に道が策定した「入札契約制度の適正化に係る取組方針」に基づき、道発注工事における入札契約制度の改革を通じ、建設業の健全な発展を図り、「技術と経営に優れた企業」が正しく評価され成長できる公正な市場環境づくりに努める。

① 透明で公正な競争の促進

入札手続きの客観性・透明性をより高め公正な競争を促進させる観点から、平成20年4月からは1千万円以上の公共工事については、原則として一般競争入札とすることとしている。

一般競争入札の拡大にあたっては、不良・不適格業者の排除、品質の確保等の課題があるが、これらに対しては、総合評価方式の拡大、工事施行成績評定※の活用等による入札参加要件の適切な設定により対応するものとする。

また、工事の態様・規模、企業の特長などを総合的に勘案しつつ、同様の特性を持った企業間での適正な競争が促進されるとともに、良い仕事をした企業の実績や努力などが適切に評価されるよう、今後とも競争入札参加資格の審査基準の適切な設定に努める。

さらに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を順次拡大するとともに、評価項目の選定や技術評価点の配分及び総合評価方式の効果等を検証しながら、評価基準の充実を図る。

② 不良・不適格業者の排除

技術力、施工能力を全く有しないいわゆるペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、対象工事の規模や必要とされる技術力からみて適切な施工を行えない企業、過大受注により適切な施工が行えない企業等の不良・不適格業者を放置することは、適正な競争を妨げ、公共工事の品質確保の支障となるだけでなく、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発達を阻害することとなることから、不良・不適格業者の排除に努める必要がある。

このため、施工体制の確認等に努めるとともに、不正行為等に対しては指名停止等により厳正に対処し、さらには、警察との連絡協議を密にし、道発注工事から暴力団関係建設業者の排除を図るとともに、暴力団員等による不当介入の排除を徹底する。

③ 適正な施工の確保 [ダンピングの防止]

公共工事の縮減にともなう競争の激化により、行き過ぎた低価格による受注(いわゆるダンピング)が増加し、下請けへのしわ寄せや労働条件の悪化、安全管理の不徹底を招く恐れがあり工事の品質低下が懸念される。こうしたことに加え、道内建設業が健全に経営を続けていくためにも、ダンピングの防止を徹底していく必要がある。

このため、低入札価格調査制度[※]及び最低制限価格制度[※]を適切に活用する等、工事の適正な施工の確保を図る。

さらには、これまで最低制限価格並びに低入札価格調査基準価格近傍の低価格で落札された工事を対象に重点監督及び施工現場の調査等を実施し、適正な施工の確保に努めてきたが、下請発注予定額や安全管理費等を含む詳細な工事内訳書の提出を求めるなど、施工体制チェックの強化に向け必要な措置を講じる。

また、必要に応じ配置技術者の増員の義務付け、低入札工事施工中業者の入札参加制限等の検討を進める。

II 新分野進出

○ 新分野進出への支援のために

支援施策や取組事例の情報提供を行うために、メールマガジンの発行や優良事例の表彰・発表会などを実施するとともに、経営等についての相談を行う。

また、企業の取組段階に応じて新分野進出を総合的に支援するため、新分野進出に向けたセミナーの開催、ビジネスプラン作成の支援、研究開発や事業化・販路開拓などへの補助・融資、進出企業のフォローアップ、競争入札参加資格審査の優遇措置、地域における市町村や関係団体との連携による新分野進出への支援などを行う。

○ 一次産業・関連ビジネス等への参入のために

リース農地[※]の簡易な基盤整備等への助成、金融支援や農業参入事例集の作成などによる円滑な農業への参入を支援する。

○ 環境リサイクル関連ビジネス等への参入のために

研究開発、施設・設備整備、市場調査、実証実験の経費の助成やアドバイザーの派遣、リサイクル製品の認定・普及などにより、総合的に支援する。

○ 人材育成と雇用創出のために

新分野進出に必要な人材を育成するための職業訓練等を実施するとともに、地域特性を生かして雇用の場を創出する事業への助成を行う。

3 人づくりの改革

建設業界では、競争の激化を背景として、就業環境の厳しさと相まって、将来への不安から、若年労働者の新規入職者が減少する中、就業者の高齢化が急速に進展しているため、技術・技能の承継が困難になっていると指摘されている。

このような状況を踏まえ、建設業関係者が、『建設業は「ものづくり産業」であり、それを支えるのは「人」である』ことを改めて認識し、企業活動を担う人材の確保・育成、技術・技能の向上・承継、さらには、将来の人材育成強化等に取り組むことが必要となっている。

道としては、これら「人づくりの改革」を進めるため、技術・技能の向上・承継などのための支援を行うとともに、技術者・技能者が仕事に誇りを持ち、「評価されている、処遇されている」と実感して、能力を十分に発揮できるよう、季節労働者も含めた就業環境の改善、雇用の安定につながる支援を行う。

道の取組

○ 人材の確保・育成のために

技術と経営に優れた企業づくりのための基礎は「人」であることから、経営者を対象とした優れた人材確保・育成の手法の研修や、技術・技能者など従業員を対象とした施工管理などの研修を実施する。また、建設業者のニーズに対応した職業訓練や研修などを行い、意識改革や潜在能力の発掘などスキルアップすることで企業の可能性を広げる支援を行う。

○ 就業環境の改善のために

優れた人材の入職・定着を促進するためには、労働基準法、労働安全衛生法などの関係法令遵守による安全管理の徹底や就業環境の改善、雇用の安定が重要であり、全道一斉安全パトロールや建設業退職金共済制度実態調査などを通じて指導・啓発を行う。

○ 将来の人材の育成のために

建設業においては、中高年齢層の就業割合が高く、将来を担う若年労働者の確保・育成を促進するため高校生インターンシップ[※]推進の支援や高校生建築デザインコンクールの支援を行う。

4 施工体制の近代化

建設業は、多くの場合、その生産工程において、工事の総合的な管理・監督を行う元請企業を中心として、各種の専門的な工事を行う下請企業が重層的に存在する。

こうした生産構造は、他の組立産業と同様、生産の円滑化や効率化等のため長い間に形成されてきたものでもあり、高度な品質・サービスの提供、リスクの分散など一定の合理性を有しており、さらに各専門分野に特化した企業による弾力的な分業生産システムは、高生産性、高付加価値を生み出すことのできる先端的なネットワーク型の産業組織として評価できるとも言われている。

しかし一方では、不必要な重層下請構造や企業の系列化を招き、元請・下請関係の片務性、労働生産性の停滞、労働条件の不安定化等を生じさせてきたとも言われ、このことが競争制限的な取引慣行を生み、企業の活動を制約し、結果として、市場メカニズム機能を阻害することとなり、高コストの原因となっているとも言われている。

今後、このような前時代的なシステムを改善し、さらに合理的な生産システムへと変革していくためには、下請企業自身の経営努力と元請企業による適切な支援・指導が基本となるが、元請・下請企業がそれぞれの役割と責任を果たし、契約の対等性の確保、適正な施工体制の確立を進めていく必要がある。

道としては、これら「施工体制の近代化」を進めるため、元請・下請関係の形成経緯や現状等を勘案しつつ、きめ細かな指導に努めていく。

道の取組

○ 適切な元請・下請関係の構築のために

下請状況等に関する現地調査などにより、元請・下請関係の的確な把握に努め、施工体制台帳※・施工体系図※などの整備に係る指導を通じて、時代の変化に対応した元請・下請の対等な関係を軸とした、合理的な建設生産システムへの変革を促進する。

また、建設工事の請負契約上のトラブルに関する通報窓口である建設ホットラインの体制を強化するなど、適正な元請・下請関係構築への指導に努める。